

成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて
(港湾労働法の一部改正)

1. 趣旨

(1) 成年後見制度の概要

- 成年後見制度は、判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人（成年被後見人、被保佐人等）について、成年後見人、保佐人等がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するために導入された制度である。

(2) 港湾労働者派遣事業等の制限

- 港湾労働法（昭和 63 法律第 40 号）において、成年被後見人及び被保佐人は、以下の事項が制限されている。
 - ① 許可を受けて港湾労働者派遣事業を行うこと
 - ② 港湾労働者雇用安定センターの役員に就任すること

(3) 成年後見制度の利用の促進に関する政府の方針

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 11 条においては、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。

また、成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）において、現在、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つとなっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。

- 政府としては、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する欠格条項を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断することができるよう、180 程度の法律を整備する法案を提出する予定。

2. 概要

- 成年被後見人又は被保佐人であることを理由として一律かつ絶対的に排除する現行の規定を改め、心身の故障等がある者の適格性を個別的かつ実質的に審査し、各事業に必要な能力の有無を判断する規定とするための見直しを行う。

(改正イメージ)

改正後	改正前
心身の故障により港湾労働者派遣事業／第三十条に規定する業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの	成年被後見人又は被保佐人

※ 1 厚生労働省令には、「港湾労働者派遣事業／法第三十条に規定する業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」と規定する方向で検討中。

※ 2 港湾労働法第三十条において、事業主に対する雇用管理に関する相談援助など、港湾労働者雇用安定センターが実施すべき業務が規定されている。

※ 3 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）において、港湾労働法等を改正する予定。

3. 施行期日

公布の日から 3 か月経過後（予定）

参照条文

◎港湾労働法（昭和 63 年法律第 40 号）（抄）

（港湾労働者派遣事業の許可）

第十二条 港湾労働者派遣事業を行おうとする事業主は、事業所ごとに、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2～5 （略）

（許可の欠格事由）

第十三条 次の各号のいずれかに該当する事業主は、前条第一項の許可を受けることができない。

一・二 （略）

三 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

四～六 （略）

（指定等）

第二十八条 厚生労働大臣は、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、第三十条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、当該業務を行う者として各港湾について、指定することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の指定をしてはならない。

一・二 （略）

三 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ （略）

ロ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

（業務）

第三十条 港湾労働者雇用安定センターは、第二十八条第一項の指定に係る港湾における港湾労働者又は事業主に関し、次に掲げる業務を行うものとする。

一 事業主に対し、港湾労働者の雇用管理に関する技術的事項について相談その他の援助を行うこと。

二 港湾労働者に対する訓練を行うこと。

三 港湾労働者派遣事業その他の港湾運送に必要な労働力の需給の調整に関する措置に係る情報の収集、整理及び提供を行うこと。

四 港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣契約の締結についてのあつせんを行うこと。

五 次条第一項に規定する業務を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図るための業務を行うこと。